

平成18年7月18日

長岡京市長 小田 豊 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 長 中 島 茂 樹

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成18年5月10日付け18長企情第24号で本審議会に対して諮問のあった下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第10条第1項の規定に基づく保有個人情報の適正管理
 - (1) 送達文書に表示された口座情報等の個人情報保護策について
- 2 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の外部提供
 - (1) 生活保護受給中の被保護者のうち、年金担保貸付を受けて現在償還中の者及び過去に年金担保を受けたことのある者のリストの厚生労働省への提供について

以上

答 申 書

答 申 番 号	1 8 - 1	答 申 日	平成18年7月18日
審 議 件 名	【個人情報保護条例第10条第1項の規定に基づく保有個人情報の適正管理】 送達文書に表示された口座情報等の個人情報保護策について		
審 議 日	平成18年5月29日		
内 容			
<p>本件は、納税者（料）に対する送達文書のうち、口座振替利用者に対し、引落とし及び振込（還付金）口座を確認するため、口座情報を全て表示しているが、口座情報の漏えい防止策について、長岡京市個人情報保護条例第10条第1項の規定に基づく保有個人情報の適正管理事項として本審議会に諮問されたものである。</p> <p>具体的には、収納課で取り扱っている口座表示のある送達文書について、担当者から説明を受けた上、欠席委員から事前に提出された意見書も参考にして、保護策について活発に議論し、様々な意見が交わされた。</p> <p>また、全ての文書を非表示（一部非表示を含む。）にできないかとの委員の間に対し、収納課長から、新規の口座振替利用者に対する「口座振替納付手続き完了のお知らせ」は、市で入力した口座情報を利用者に確認願うためのものであり、全部表示する必要がある。ただし、他の文書は、利用者の理解が得られれば口座番号の非表示（一部非表示を含む。）は可能である旨の回答があった。</p> <p>これを受け、本審議会としては、「口座振替納付手続き完了のお知らせ」文書は口座情報を全部表示し、その他の文書は口座番号を一部非表示（三桁を非表示）とすることで、条例に即した保有個人情報の適正な管理ができるものと意見の一致を見た。</p> <p>なお、郵送費用等のコストにも配慮し、圧着はがき等で送付するものとする。</p>			